

(公社) 土木学会教育企画・人材育成委員会
高等専門教育小委員会「土木教育賞」表彰要綱

2004年1月10日制定
2015年9月19日改定
2025年11月26日改定

1. 目的 :

この要綱は、土木教育振興の一環として、(公社) 土木学会教育企画・人材育成委員会高等専門教育小委員会が表彰委員会を設け、全国の高等専門学校、専門学校で土木工学などを学ぶ学生の表彰を行うものとする。

2. 対象者 :

- (1) 原則、卒業年度あるいは修了年度に在籍している者。
- (2) 勉学に精励し、優秀な成績を修めた者で、他の模範となる者。
- (3) 土木に関する資格取得に積極的に取り組み、多くの成果(合格)を得た者。
- (4) 個人またはグループで、土木に関する調査研究活動において、土木学会や社会に対して発表し、評価を得た者。
- (5) 個人またはグループで、土木に関するものづくり、作品で各種コンテストにおいて優秀な成果を修めた者。
- (6) 個人またはグループで、土木に関するボランティア活動を通して地域や社会に貢献した者。
- (7) 個人またはグループで、土木に関して国際貢献をした者。

上記の項目 (2) ~ (7) において最低ひとつ以上の項目に該当することが申請者の資格条件となります。該当する項目が複数であることが望ましいといえますが、単一の項目においても優れた成果を有することも当然評価の対象となります。

3. 募集 :

上記対象者 (1) ~ (7) に関する内容を記した申込書とその内容を証明する文書および評価の写し、他の文書などを募集する。(1) の原則を外れる場合は、申請書の2. 申請理由にその理由を記す。

4. 審査 :

表彰委員会は、高等専門教育小委員会の委員で構成され、その合議によって審査を行う。

5. 表彰者 :

応募されたもののなかで審査を行い、該当者を表彰する。また、審査の結果をすべての申請者に通知する。

6. 表彰 :

表彰は、表彰状他の送付に換える。

7. 申 請 :

表彰を受けようとする個人あるいはグループは、別紙の申請書（様式1）に必要事項を記入の上、審査に必要な書類を同封して、土木学会宛てに郵送にて申請する。

送付先：公益社団法人士木学会 会員・企画課 「土木教育賞申請書類在中」

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目（外濠公園内）

TEL : 03-3355-3435 FAX : 03-5379-2769

問合せ先：岐阜高専 環境都市工学科 角野晴彦

〒501-0495 岐阜県本巣市上真桑2236-2

TEL : 058-320-1408 e-mail:sumino@gifu-nct.ac.jp